

## 第 5 7 号議案

### 訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

#### 記

- 1 事 件 名 建物収去土地明渡請求事件
- 2 原 告 亀岡市安町野々神 8 番地  
亀岡市
- 3 被 告 省略
- 4 対 象 土 地 亀岡市西別院町萬願寺焼山 4 8 番 7
- 5 対 象 建 物 対象土地上の未登記建物（床面積約 2 0 m<sup>2</sup>の小屋）
- 6 請求の趣旨 (1) 被告は、原告に対し、対象建物を収去して対象土地を明け渡せ。  
(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 7 訴訟の概要

対象土地は、本市が所有する土地であるが、被告が権原なく対象建物を建てて占有しており、道路の通行に支障が生じているため、再三の明け渡しを求めたが、被告はこれに応じなかったため、建物収去及び土地明渡請求の訴えを提起するものである。

訴えの提起について

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 事 件 名   | 建物収去土地明渡請求事件  |
| 2 | 原 告     | 亀岡市安町野々神 8 番地<br>亀岡市  |
| 3 | 被 告     | 省略  |
| 4 | 対 象 土 地 | 亀岡市西別院町萬願寺焼山 4 8 番 7  |
| 5 | 対 象 建 物 | 対象土地上の未登記建物（床面積約 2 0 m <sup>2</sup> の小屋）  |
| 6 | 請求の趣旨   | (1) 被告は、原告に対し、対象建物を収去して<br>対象土地を明け渡せ。<br>(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。<br>との判決並びに仮執行宣言を求める。 |